

資料 4

生駒市立学校給食センター管理規則(昭和41年11月生駒市教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この規則は、生駒市立学校給食センター条例(昭和57年4月生駒市条例第6号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。 (給食の実施) 第2条 学校給食センターが行う給食は、年間を通じて<u>192回</u>を基準として、授業日の昼食時に実施するものとする。 (給食費の額) 第3条 給食費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 小学校の児童及び職員 月額4,400円(8月の給食費の月額については0円、9月の給食費の月額については4,400円に、第6条第1号の規定により算定する基準額に3を乗じて得た額を加算した額) (2) 中学校の生徒及び職員 月額4,800円(8月の給食費の月額については0円、9月の給食費の月額については4,800円に、第6条第2号の規定により算定する基準額に3を乗じて得た額を加算した額) 2 前項の給食費の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額を含むものとする。 (給食費請求明細書) 第4条 所長は、給食費請求明細書を毎月5日までに条例第4条に規定する学校の長(以下「学校長」という。)に発行する。	(趣旨) 第1条 この規則は、生駒市立学校給食センター条例(昭和57年4月生駒市条例第6号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。 (給食の実施) 第2条 学校給食センターが行う給食は、年間を通じて<u>小学校にあっては185回、中学校にあっては172回</u>を基準として、授業日の昼食時に実施するものとする。 (職員) 第3条 条例第6条に規定する学校給食センターに置く職員は、次のとおりとする。 (1) 所長 (2) 事務職員 (3) 栄養士 (4) 給食調理員 (5) その他必要な職員 (施行の細目) 第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

(給食費の納入)

第5条 給食費は、学校長がこれを取りまとめ、前条の給食費請求明細書に基づき、毎月指定した日までに生駒市指定金融機関に納入しなければならない。

(基準額)

第6条 給食1食当たりの基準額(以下「基準額」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する者 月額4,400円に11を乗じ、その額を185で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (2) 第3条第1項第2号に規定する者 月額4,800円に11を乗じ、その額を172で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(給食費の日割計算等)

第7条 給食費は、次の各号のいずれかに該当する場合については、日割りで算定することができる。

(1) 病気等による欠食の場合

その月の欠食回数が連続して6回を超えるときは、基準額にその者の欠食回数を乗じて得た額を給食費の月額から減じた額(その額が0円を下回る場合には、0円)とする。

(2) 転出又は死亡の場合

基準額にその者が転出又は死亡の日までに受けた給食回数を乗じて得た額(その額が給食費の月額を超える場合には、給食費の月額)とする。

(3) 転入の場合

基準額にその者が転入の日以後に受けた給食回数を乗じて得た額(その額が給食費の月額を超える場合には、給食費の月額)とする。

(4) その他教育長が必要と認める場合

(給食費の返戻)

第8条 日割計算等による給食費の返戻が生じたときには、学校長は、計算書

にその理由を付し、所長に通知するものとする。